

【2017年第18号】

香港・ASEANで自由貿易協定(FTA)と投資協定を締結

2017年12月13日

馮雍婷 ANGEL FUNG

香港支店
業務開発室

T +852-2821-3783

E ANGEL_YT_FUNG@HK.MUFG.JP

三菱東京UFJ銀行
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
A member of MUFG, a global financial group

2017年11月12日、香港は東南アジア諸国連合¹(以下ASEAN)と、自身にとって6番目の自由貿易協定(FTA)である「香港・東南アジア諸国連盟(ASEAN)自由貿易協定(以下AHKFTA)」及び「投資協定」に調印した。両協定は、共に各国での手続きを経て、早ければ2019年1月1日からの発効が見込まれる。両協定発効後、関税減免や市場参入規制の緩和を通じ、香港・ASEAN諸国双方の企業に対する最適なビジネス環境の整備が進み、貿易や投資の更なる拡大に繋がることが期待される。

1. 背景

ASEANは従来より香港にとって重要な貿易のパートナーである。香港政府の統計によると、2016年、貨物貿易では総額8,330香港ドルと、ASEANは香港にとって第2の貨物貿易パートナーであった。サービス貿易では、2015年、ASEANは香港にとって第4のパートナーで、総額は1,210億香港ドルに達した。ASEAN諸国のGDPは経済発展により年々増加しており、今後も香港にとって重要な経済協力相手であると考えられる。

また、全てのASEAN諸国は中国が国家戦略として提唱する『一帯一路』の沿線国であるため、AHKFTAとの投資協定締結によって、香港とASEAN諸国が緊密な経済関係を構築し、『一帯一路』による商機を生かすことが想定できる。香港は従来中国と海外を結ぶ貿易・投資の中継地として活用されてきたが、『一帯一路』の構想に伴い、AHKFTAの締結が香港のみならず、中国から香港を中継地としてASEAN諸国への投資拡大をより一層促す可能性も考えられる。

ASEANと中国の間には、2010年に「中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)」が発効済みであるが、香港は一国二制度の下で条約の締結主体となることや、ASEAN諸国から香港に対して別の枠組構築を求められた背景等により、ACFTAの枠組みに加えられなかった。その後、香港は単独で2013年からFTAの交渉を続け、3年以上の月日を経て、今般、両協定の締結に至った。

¹ ASEANは、東南アジア10か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)の経済・社会・政治・安全保障・文化に関する地域協力機構である。

2. 両協定の主な内容

両協定締結後は、貨物やサービス貿易における更なる開放・優遇措置のほか、投資、政府調達、知的財産権、人の移動、ビジネス環境整備など、幅広い範囲での提携により、締約国間の貿易・投資の往来が従来より円滑に進むことが見込まれる。

(1) AHKFTA

➤ 貨物貿易

香港・ASEAN間の貨物貿易の連携強化を図るため、AHKFTAの条件を満たせば、締約国を原産地とする貨物に対する関税を撤廃或いは軽減の優遇を享受できる。輸入品目毎の関税率は各国によりそれぞれ異なるが、本協定の「実行関税率表」から見ると、ブルネイとマレーシアはアパレル関連の98%等、ラオスとフィリピンはジュエリー等、フィリピンは玩具・ゲーム・スポーツ用品等、ベトナムはキッチン・家庭用品等に対する関税を協定発効から10年以内に撤廃するほか、幅広い物品が減税・関税撤廃の対象となる。

シンガポールは元々自由貿易港であることから、現状、一般関税の課税対象はHSコードで6品目（アルコール類）のみであるが、AHKFTA発効と同時に特惠関税が適用され、関税がゼロとなる。シンガポール以外のASEAN諸国では、下記スケジュールに基づき該当品目の段階的引き下げ・撤廃が進む予定である。

		実施期限	'19	'22	'27	'29	'31	'33	'34	'36	'39	
ASEAN6	タイ フィリピン マレーシア ブルネイ	ノーマルトラック										
		NT1	65%の品目は2022年より関税0%									
		NT2	20%の品目は2029年より関税0%									
		センシティブトラック										
		SL	5%の品目は2031年より関税0-5%									
		HSL	5%の品目は2033年より関税≤50%									
	インドネシア ベトナム	ノーマルトラック										
		NT1	50%の品目は2022年より関税0%									
		NT2	25%の品目は2029年より関税0%									
		センシティブトラック										
SL		5%の品目は2031年より関税0-5%										
HSL		5%の品目は2033年より関税≤50%										
カンボジア ラオス ミャンマー	ノーマルトラック											
	NT1	50%の品目は2027年より関税0%										
	NT2	15%の品目は2034年より関税0%										
	センシティブトラック											
	SL	10%の品目は2036年より関税0-5%										
	HSL	10%の品目は2039年より関税≤50%										

➤ 原産地規則

香港からの貨物をASEAN加盟国に輸出し、ASEAN側でAHKFTAに基づく特惠関税の適用を受けるためには、香港政府が発給する「原産地証明書」をASEAN各国の税関に提出する必要がある。なお、「原産地証明書」の発行にあたっては、「原産地規則」を満たし、当該輸出国の原産品であることを証明しなければならない。

「原産地規則」は、貨物の原産地を特定するためのルールであり、AHKFTAでは、下記三つのルールのうち一つを満たせば、締約国の原産とみなされ、AHKFTAによる関税の撤廃や削減を受けることが可能となる。

AHKFTAにおける原産地規則の基準	
完全生産品	<p>完全生産品とは、その「生産」が1か国で完結している産品を示す。以下の条件を満たせば、当該産品が輸出国で完全に原産されたことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類 b) 生きている動物であって、当該締約国の区域内において生まれ、かつ、成育されたもの c) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品 d) 当該締約国の区域内において、狩猟、漁猟、採集又は捕獲により得られる動物 e) 当該締約国の区域内から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(d)までに規定するものを除く) f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品 g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
原産材料のみで生産	締約国内の原産材料のみを用い、輸出締約国において完全に生産される産品
非完全生産品	<p>本協定の恩恵を享受するため、価格の割合が40%以上の付加価値基準を超えた場合、その産品は原産品であると認められる。</p> <p>計算方式:</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 直接方式(積上げ方式) $RVC = (\text{原産材料の総額} + \text{直接労務費} + \text{直接諸経費} + \text{その他の費用} + \text{利益}) / \text{FOB価格} \times 100\%$ <ul style="list-style-type: none"> b) 間接方式(控除方式) $RVC = (\text{FOB価格} - \text{非原産材料の総額}) / \text{FOB価格} \times 100\%$

➤ サービス貿易

香港は従来より海外からの投資に対する規制を特に設けていないが、AHKFTAの締結により、ASEANは香港サービス提供者からの直接投資に対する規制緩和を進め、市場参入に対する優遇措置を与えている。ASEANが承諾した世界貿易機関(以下WTO)基準²と比較すると、AHKFTAにより「商業拠点の設立(外国資本の参加制限等)」と「人の移動分野」などによる事業環境整備の点で、香港企業はより高い水準の便宜を享受できることになる。ASEAN諸国によって各サービス分野における優遇措置や開放内容が異なるが、専門サービス、通信、電信、建設と関連工事サービス、教育、金融、観光・旅行、運送、仲裁など、香港にとって競争力が高い分野で、ASEAN諸国における事業展開を円滑に推進できることが期待される。

「商業拠点の設立」における外資制限については、マレーシア、フィリピン、ベトナムなどにおける多くの業界について香港企業に対する投資制限を緩和している。例えばマレーシアにおけるデータベースサービスへの出資可能な比率を30%から引き上げ完全独資での進出を認めるほか、タイにおいては禁止類である鉱業・工業・水道施設の建設への出資比率が70%まで可能になる。サービス貿易の自由化に加え、締約国間の経済発展を更に促進するためには、「人の移動」が重要な役割を占めるが、AHKFTA発効後、香港人は短期出張にあたり、ASEAN域内での滞在有効期間が従来の7～14日以内から90日以上に延長されるほか、従来対象外であった、個人専門家等も当該措置の適用対象となる。ASEAN諸国における人材配置が、当該措置で従来より柔軟で円滑に実現できる。

(2) 投資協定

「投資協定」とは、投資家及び投資財産に法的な保護を与え、投資を自由に行える環境を整えるという約束である。本協定には、内国民待遇(サービス貿易以外)、投資の公正・公平待遇、立ち退き補償、投資・収益の送金自由などの規定と仲裁規定が含まれることに加え、投資家と投資受入国間に紛争が起きた場合の紛争解決制度が導入されている。

ASEAN諸国への投資にあたり、投資家への保護策を講じることで投資リスク問題の解決を図り、更なる投資を生み出す契機となり得るほか、投資受入国にとっても直接投資の増加により経済発展を促す可能性に繋がることが期待できる。

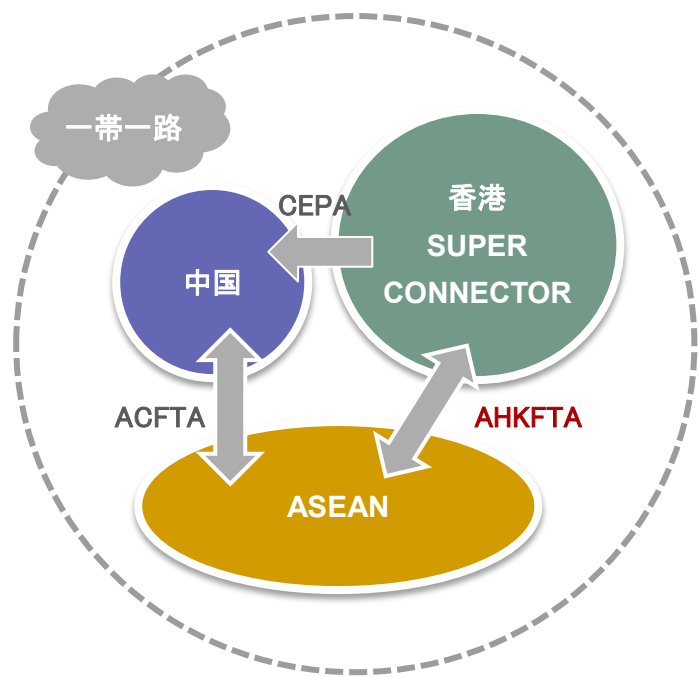
3. まとめ

本協定の承諾に基づき、ASEAN対香港の関税減免はWTOのサービス貿易協定(GATS)での取り決めを上回る。関税減免やサービス貿易の自由化、投資保護の承諾により、香港とASEAN諸国間の経済的な結びつきは強まるであろう。香港企業の製造拠点は中国等、他地域に立地することがほとんどであることから、貨物貿易における大きな優位性とはならないものの、一部宝飾品関連やアパレル等、香港の伝統的産業については、輸出競争力が高まることが期待される。また、ASEAN諸国へのサービス投資の自由化範囲を拡大することで、香港-ASEAN間の貿易が更に拡大するとみられる。

また、先述の通り、AHKFTAでは投資制限の緩和も盛り込まれているため、グループにとって最適な生産

² ASEAN諸国と香港はWTO加盟国である。WTOでは155業種のサービスを①越境取引、②国外消費、③拠点設置、④自然人の移動という4つに分類し、それぞれに国際ルールを定めている。

ネットワークを構築するため、当枠組を利用し、香港経由で積極的にASEAN諸国へ進出していくことも考えられる。中国は2013年に「一帯一路」構想を提起し、中国国内に止まらない広域での地域戦略を目指している。香港は「一帯一路」における21世紀海上シルクロードの要衝の一つであり、ASEANは「一帯一路」の沿線国である。今後、香港は中国企業とASEAN企業を更に結び付ける役割を担い、貿易と投資の中継地としての力を発揮するほか、法律・会計などの各種専門サービスの提供等、香港独自の優位性を活かし、地域経済全体の発展に貢献することが期待される。



以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2017. The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.